

生駒市条例第 1 2 号

生駒市児童、生徒災害救済金給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 1 9 年 3 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市児童、生徒災害救済金給付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市児童、生徒災害救済金給付に関する条例（昭和 4 7 年 1 0 月生駒市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。